毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385

目　　次

ページ

告　　示

○土地改良区の役員の退任の届出……（農業施設管理課）　65
○道営土地改良事業計画の決定……（農業施設管理課）　65
○道営土地改良事業変更計画の決定……（農業施設管理課）　65
○土地改良法による道営換地処分……（農業施設管理課）　65
○北海道漁港管理条例第13条第１項第１号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正……（漁港漁村課）　65
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　66
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　66
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　66
○森林法による通知に代える公示……（治山課）　67
○土地収用法による事業の認定……（建設部総務課）　67
○道路の供用の開始……（道路課）　67

道教育庁空知教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　67

道教育庁実習船管理局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　68

告　　示

北海道告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北見土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成23年２月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏　　名	住　　所
平成22.12.14	理　　事	橋　場　　親	北見市上仁頃206番地

北海道告示第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成23年３月１日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年２月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
美幌美禽	（客土、暗渠排水）	北海道オホーツク総合振興局
常　呂	（農業用用排水施設）	同

北海道告示第114号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、道営土地改良（端野下右岸地区畑地帯総合整備［担い手支援型］（農業用用排水施設、区画整理、暗渠排水、土層改良、農用地造成））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成23年３月１日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年２月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定により、新篠津村中原地区の換地処分をした。

平成23年２月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第116号

平成12年北海道告示第1311号（北海道漁港管理条例第13条第１項第１号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成23年４月１日から施行する。

平成23年２月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

苫前漁港（苫前町）の項中「東防波堤」を「第２東護岸」に改める。

古平漁港（古平町）の項中「周年」を「４月１日から12月31日まで」に改める。

富武士（富武士地区）漁港（佐呂間町）の項中「東防波堤（旧港）」を「北防波堤（新港）」に、「46メートル」を「50メートル」に改める。

北海道告示第117号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成23年２月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　保安林予定森林の所在場所　　夕張市滝ノ上132の１・196の５（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、194

(2)　指　定　の　目　的　　土砂の崩壊の防備

(3)　指　定　施　業　要　件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐は、択伐による。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

2(1)　保安林予定森林の所在場所　　芦別市黄金町297（次の図に示す部分に限る。）、329、336

(2)　指　定　の　目　的　　土砂の流出の防備

(3)　指　定　施　業　要　件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐は、択伐による。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第118号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成23年２月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　解除予定保安林の所在場所　　虻田郡洞爺湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　公衆の保健

(3)　解　除　の　理　由　　道路用地とするため

2(1)　解除予定保安林の所在場所　　虻田郡洞爺湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　名所又は旧跡の風致の保存

(3)　解　除　の　理　由　　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年２月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　山越郡長万部町・標津郡中標津町（以上２町について次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　風害の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

長万部町

(ｲ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ｳ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

2(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　霧害の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第120号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第３項の規定による保安林の指定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を京極町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年農林水産省告示第291号のとおりである。

平成23年２月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

所在が不分明な者

虻田郡京極町字北岡16の５、16の６所在の森林について所有権を有する　　小柳　明芳

北海道告示第121号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成23年２月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　起業者の名称　　鹿追町

2　事業の種類　　（仮称）瓜幕駅舎記念広場整備事業

3　起業地

⑴　収用の部分　　河東郡鹿追町瓜幕南１丁目地内

⑵　使用の部分　　なし

4　事業の認定をした理由　　次のとおり（「次のとおり」は省略し、北海道建設部総務課及び鹿追町に備え置いて、一般の縦覧に供する。）

5　起業地を表示する図面の縦覧場所　　鹿追町役場

北海道告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成23年２月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用の開始の期日
道道　夕張新得線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	勇払郡占冠村字ニニウ国有林上川南部森林管理署1266林班い小班地先（河川敷地）から同郡占冠村字ニニウ国有林上川南部森林管理署1266林班い小班地先（河川敷地）まで	平成23．3．1
道道　鷹栖東鷹栖比布線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	上川郡鷹栖町2682番89地先から 同郡鷹栖町9883番１地先まで	同　23．2.28
道道　北見端野美幌線 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部	網走郡美幌町字豊岡283番１地先から 同郡美幌町字豊岡283番１地先まで	同　23．2.25

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第８号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年２月25日

北海道教育庁空知教育局長　上　田　　充

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ア　空知管内道立学校の複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）　一式（13台分に係る１か月当たりの単価及び１枚当たりの単価）

イ　空知教育局の複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）　一式（１台分に係る１か月当たりの単価及び１枚当たりの単価）

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

ウ　調達台数及び調達予定枚数　　入札説明書による。

⑵　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

⑶　契約期間　　平成23年４月21日から平成28年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

⑷　納入場所　　入札説明書による。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成23年北海道告示第７号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑷　当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑶及び⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成23年２月25日から同年３月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 068－8550　岩見沢市８条西５丁目
北海道教育庁空知教育局企画総務課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局企画総務課

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　岩見沢市８条西５丁目　北海道空知総合振興局１階会議室（送付による場合は、郵便番号 068－8550　岩見沢市８条西５丁目　北海道教育庁空知教育局企画総務課）

⑵　入札日時

ア　平成23年４月６日（水）午前11時

イ　平成23年４月６日（水）午前11時30分
（送付による場合は、同月５日までに必着）

⑶　開札場所　⑴に同じ。

⑷　開札日時　⑵に同じ。

6　入札保証金

平成16年北海道告示第448号の１の⑴による。

7　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　４に同じ。

⑵　交付方法　⑴の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量160グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道教育庁空知教育局のホームページ（http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index）においてダウンロードすることができる。

8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る１か月当たりの入札金額（単価）に、１枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

9　その他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑸、⑺から⑼まで及び⑾から⒀までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名称　北海道教育庁空知教育局企画総務課

⑵　所在地　郵便番号 068－8550　岩見沢市８条西５丁目
電話番号 0126－20－0132

10　Summary

A　Nature and quantity of the products to be procured :

a　Lease of 13 copy machines 1 set

b　Lease of 1 copy machine 1 set
(Maintenance services and consumable supply included, except paper.)

B　Bid tendering date and time :

a　11 : 00 A.M., April 6, 2011

b　11 : 30 A.M., April 6, 2011
(If mailed, bids must arrive no later than April 5, 2011)

C　Contact : Accounting Division, General Affairs Department,Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa 068-8550 Japan
Phone : 0126-20-0132

道教育庁実習船管理局告示

北海道教育庁実習船管理局告示第１号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年２月25日

北海道教育庁実習船管理局長　川　端　道　隆

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称（１リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量）
　船舶用燃料　Ａ重油（ＪＩＳ　１種２号）　925,000リットル

⑵　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

⑶　契　約　期　間　　平成23年４月６日から平成24年３月31日まで

⑷　納　入　場　所　　北海道教育庁実習船若竹丸及び北鳳丸

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成23年北海道告示第７号に規定する物品の購入の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第１項の規定による石油販売業の届出をしていること。

⑷　給油船による給油が可能であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑶及び⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成23年２月25日（金）から同年３月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前８時45分から午後５時30分まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 041－8552　函館市美原４丁目６番16号
　北海道教育庁実習船管理局

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道教育庁実習船管理局

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　函館市美原４丁目６番16号　渡島合同庁舎４階北海道教育庁実習船管理局研修室兼船員室（送付による場合は、郵便番号041－8552　函館市美原４丁目６番16号　北海道教育庁実習船管理局）

⑵　入　札　日　時　　平成23年４月６日（水）午前10時（送付による場合は、必着）

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

6　入　札　保　証　金

平成16年北海道告示第448号の１の⑴による。

7　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　４に同じ。

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。
　なお、電子メールによる交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：jisshusen.12@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の２の⑵のウ及び３の⑴による。

9　そ　の　他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑸、⑺から⑼まで及び⑾から⒀までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　　称　　北海道教育庁実習船管理局

⑵　所　在　地　　郵便番号 041－8552　函館市美原４丁目６番16号
　電話番号 0138－47－9592

10　Summary

A　Nature and quantity of the services to be procured :
Fuel oil A (JIS class 1, No 2)　925,000 liters

B　Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 6, 2011

C　Contact point for notice : Management Division, Management Bureau for Training Ships, Hokkaido Office of Education, 16-go, 6-ban, 4-chome, Mihara, Hakodate 041-8552 Japan
Phone : 0138-47-9592